

投票日：10月31日（日）

投票時間：午前7時～午後6時

投票場所：投票所入場券に記載されている投票所 ※投票所入場券を持参して下さい。

1. 投票のできる方

- 満18歳以上（平成15年11月1日以前に生まれた方）の日本国民で、町の住民基本台帳に引き続き3ヶ月以上（令和3年7月18日以前から）登録されている方
- 公職選挙法に定められた欠格事項に該当しない方

2. 投票のしかた

- 投票は、小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の順に行います。
- 小選挙区選出議員選挙は候補者の氏名を、比例代表選出議員選挙は政党名（略称も可）を最高裁判所裁判官国民審査は罷免したい裁判官に「×」印を記載し投票して下さい。
- ※点字投票、代理投票を希望する方は、投票所の係員に申し出て下さい。



3. 有権者の皆様にお願する新型コロナウイルス感染症対策

- マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗いに協力をお願いします。
- 投票所入口に設置するアルコール消毒液のご利用をお願いします。
- 混雑した場合は入場を制限することがありますのでご了承ください。

4. 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの予定があり投票所に行けない見込みの方は、期日前投票をご利用ください。

投票日前であっても、投票日と同様に投票を行うことができます。

- ・投票期間 10月20日（水）～10月30日（土）
- ・投票時間 午前8時30分～午後8時
- ・投票場所 トヨペットスマイルホール大洗 研修室（大洗町漁村センター）

※投票所入場券裏の期日前投票宣誓書に記入の上、会場にお越しください。



5. 不在者投票

【病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している方】

不在者投票施設として指定されている施設であれば、その場所で投票を行うことができます。詳しくは施設の担当者にお問い合わせ下さい。

【大洗町以外の市区町村に滞在している方】

滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票ができます。大洗町選挙管理委員会にお問い合わせ頂き、投票用紙等必要な書類を請求して下さい。

【新型コロナウイルス感染症に罹患し、外出自粛要請を受けている方】

自宅等で郵便により投票することができます。（濃厚接触者の方は対象となりません。）詳しくは大洗町選挙管理委員会までお問い合わせください。

【身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちで、下記の要件に該当する方】

自宅等で郵便により投票をすることができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付の手続きが必要となりますので、大洗町選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。投票用紙の請求期限は投票日の4日前までとなっておりますので早めに請求して下さい。

身体障害者手帳	○両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級・2級 ○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級・3級 ○免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級
戦傷病者手帳	○両下肢、体幹の程度が特別項症から第2項症 ○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	○要介護状態区分が要介護5

問合せ：大洗町選挙管理委員会事務局 TEL267-5111 内線233・299